

令和7年度佐賀県医療機関等における物価上昇対応給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関等が物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等における経営の改善に向けて、診療等に必要経費に係る物価上昇への対応を図り、地域医療提供体制を確保するため、予算の範囲内において給付金を交付する。給付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）並びにこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この給付金の交付対象となる者（以下「給付事業者」という。）は、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年1月26日医政発0126第67号、医薬発0126第1号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づく、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、及び薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）とする。

2 給付事業者は、申請時点で当該施設を廃止しておらず、かつ廃止の予定がないこと。

3 給付事業者は、第1項の規定にかかわらず、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 給付事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(給付金額)

第3条 給付金額は、給付事業者の施設区分ごとに、それぞれ別表に示すとおりとする。

(給付金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項に規定する給付金の交付に係る申請書及び規則第12条第1項に規

定する実績報告書（以下「交付申請書等」という。）は、様式第1号のとおりとし、給付金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書等を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請書等の提出期限は、令和8年3月6日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 知事は、第1項に規定する交付申請書等の提出があったときは、審査を行い、相当と認めるときは、給付金の交付を決定し、その旨を交付申請者へ通知するものとする。
- 4 前項に規定する交付申請書等が到達してから交付決定通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（給付金の交付条件）

第5条 規則第5条の規定により、給付金の交付に付する条件は、第3条に規定する給付要件のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）給付事業に要する経費の配分の変更又は給付事業の内容変更（いずれも軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （3）給付事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （4）給付事業が予定の期間内に完了しない場合又は給付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （5）給付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、額の確定の日（給付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

（給付金の交付）

第6条 規則第15条第1項に規定する給付金交付請求書は、様式第2号のとおりとし、知事に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けた場合において、相当と認めるときは、給付金を交付する。

（交付決定の取消し）

第7条 知事は、給付事業者が、給付金を他の用途に使用し、給付金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 知事は、給付事業者が第2条第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

（給付金の返還）

第8条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、給付事業者へ交付すべき額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めて、

その返還を命ずるものとする。

3 知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

(1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行し、同日から適用する。

(別表)

施設区分	給付額
有床診療所（14床以上）	13千円／床
有床診療所（13床以下）・無床診療所	170千円／施設
薬局（5店舗以下）	85千円／店舗
薬局（6店舗以上19店舗以下）	75千円／店舗
薬局（20店舗以上）	50千円／店舗
※有床診療所の病床数は、医療法第27条の使用許可を受けた令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和7年度佐賀県病床数適正化支援事業費給付金により同年8月2日以降に削減した病床数があれば、当該病床数を除くこと。	
※薬局の店舗数は、所属する同一グループ内の保険薬局の数（厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数）とする。	